

平成 21 年 4 月 3 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

社団法人 全国地方銀行協会

「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」(案)
に対する意見

1. わが国の金融取引実態等を踏まえた慎重な検討

金融機関の場合、国際会計基準（ＩＦＲＳ）の適用が自身の決算と取引先の決算の両方に関係するなど、その経営に大きな影響を与える可能性があり、地銀界としても強い関心を持っている。

昨年来の世界的な金融危機により、金融市場の混乱時における時価会計の問題点があらためて指摘されたり、時価会計が景気変動の振れを大きくしているのではないかといった議論もなされている。

また、金融機関にとっては、会計基準変更の影響が自己資本比率規制やその他の銀行監督上の枠組みと相俟って不測の結果を招かないかといった懸念もある。

こうした状況を踏まえ、ＩＦＲＳの強制適用の是非や適用のあり方に関しては、それが銀行行動や金融市場、さらには実体経済に及ぼす影響を念頭においた慎重な検討が今後とも必要であると考える。

この検討にあたっての一つの視点として、ＩＦＲＳが、わが国のマーケットや金融業務の実態（例えば、貸出金の売買や証券化が活発な欧米とは異なる点など）に即した会計基準であるのかどうか、十分な検証と議論が必要であると考える。

2. コスト負担増への配慮

ＩＦＲＳに基づく財務諸表を作成するためには、社員の教育や研修に加

え、組織体制整備やシステム整備など多額のコストが必要になると考えられる。特に、ＩＦＲＳが連結財務諸表のみを対象にすれば、企業はＩＦＲＳと日本の会計基準の両方の基準に基づく財務諸表を作成しなければならず、二重の負担を強いられることになる。

そうなれば、多大なコスト負担の発生によって、金融危機に直面している金融機関のみならず国内企業の国際競争力が損なわれる可能性がある。従って、ＩＦＲＳの強制適用の是非等の検討においては、こうした企業のコスト負担増に配慮する必要があると考える。

３．ＩＦＲＳの認知・理解促進のための仕組み

中間報告案では、「日本語に適切に翻訳され、これが、ＩＦＲＳ（日本語翻訳版）として広く認知されている必要がある」としている。

現状、企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）がＩＦＲＳの日本語翻訳版を作成しているが、原則主義を基本とするＩＦＲＳについて、日本語翻訳版を作成したとしても、そのニュアンスを的確に把握、理解することには限界があると考えられる。

従って、ＩＦＲＳをわが国に導入する場合には、ＩＦＲＳの日本語翻訳版の作成に加え、それが広く認知、理解されるための仕組み（例えば、わが国当局等による補足・解釈文書の公表など）を検討する必要があると考える。

以 上